

第7回歴史的建造物の保存等検討会

日時 平成26年5月23日(金)

15:30～

場所 経済産業省別館108共用会議室

○島田座長 時間より少し前ですが、構成員の方がお揃いになりましたので、ただいまから第7回歴史的建造物の保存等検討会を開催いたします。構成員の方々、お忙しい中御参集いただきまして、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

それでは、佐藤健康局長から御挨拶をいただきたいと思います。

○佐藤健康局長 皆さん、こんにちは。健康局長の佐藤敏信です。改めまして、どうかよろしく願いいたします。

本日は、この歴史的建造物の保存等検討会議を開催しましたところ、お忙しい中お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。また平素より、ハンセン病対策ということで御指導、御助言を賜っており、この点もこの場を借りて厚く御礼を申し上げる次第です。

さて、私から申し上げるまでもありませんが、先般神さん、研さんが相次いでお亡くなりになりました。振り返ってみますと、私は3月に群馬県の前橋で開かれましたシンポジウムでお二方にお会いしましたし、また4月30日の重監房資料館の開館においては、神さんはお休みで、そして幾分体調を悪くされた研さんにお会いして、それがお二方とお会いした最後になりました。そういう意味で、お二方はこれまでこの問題に関しては本当に真摯に取り組んでこられました。このお二方のこれまでの御努力に敬意を表するとともに、この場でお悔やみを申し、追悼をしたいと考えます。私の話の後に黙祷を行っていただき、お二人の御冥福をお祈りすることになりますが、どうかよろしく願いいたします。

それから、検討会のテーマですが、歴史的建造物の保存についてこれまでいろいろと御審議をいただいておりますが、当面の取組について御議論いただくこととなります。話の繰り返しになりますが、この保存等の観点からは1つの節目ともなりましたが、4月30日に群馬県に重監房資料館が開館され、土屋副大臣、それから疾病対策課長ほか、関係の者で参じしてまいりまして、十分拝見をしてまいった所存です。その概要についても、後ほど御紹介させていただくこととなります。いずれにしても、本日の御審議は、どうか活発に御検討いただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、冒頭の挨拶に替えさせていただきます。どうか、よろしく願いいたします。

○島田座長 それでは、神さんと研さんに黙祷を捧げたいと思います。

○原渕課長補佐 それでは、着席したままになりますが、黙祷を始めたいと思います。黙祷。お直りください。

○島田座長 ありがとうございます。ここで佐藤局長は所用で御退席になります。どうもありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。事務局から、本日の出欠状況と資料の確認、議事の進行について説明をお願いいたします。

○原渕課長補佐 まず出席状況ですが、本日増田構成員と山内構成員から御欠席との御連絡があり、本日は7名の構成員にて御参集いただいております。

資料の確認です。1枚目に議事録があります。次のページから、資料1「今後の流れ」。資料2「当面の取組」。資料3は、後ほど黒尾構成員から説明いただきますが、先般オー

ブンいたしました重監房資料館の様子について書いております。これは、パワーポイントにてスクリーンに写し出しますので、よろしく願いいたします。資料4は、重監房資料館のリーフレットです。委員の先生には現物を机の上に置かせていただいております。資料5は、4月1日現在のものですが、この検討会の開催要項と、検討会の構成員名簿になります。資料の不足、欠落等がありますか。なお、傍聴の皆様におかれましては、お配りしております「傍聴される皆様へ」の留意事項を御遵守のほど、よろしく願いいたします。

○島田座長 それでは、議事を進めたいと思います。本日は、最後に重監房についてのDVDを約30分予定しております。それでは、今後の流れ、当面の取組について、事務局から説明をお願いいたします。

○原淵課長補佐 資料1です。以前、この検討会の趣旨を事務局から説明させていただいたときに、まずこの場で基本的な考え方をまとめ、その大きなルールに基づいてワーキンググループを開催しましょうと。各園ごとの事情や地域の特性等を踏まえながら検討していくという大まかな方向性について説明しております。一方、そのような方法ですと、時間がかかり過ぎるのではないかと。また、建物の痛みが進んでしまい保存に支障が生じてしまうのではないかと。さらに、時間を短くする観点から、この検討会で保存対象候補のリストの作成までを行ってはどうかというような趣旨の御意見をいただいております。

本日は、そのような御意見も踏まえ、事務局として今後のこの検討会の進め方、今後の流れを、資料1のとおり準備させていただきました。委員の皆様で御議論をいただきたいと思っております。

資料1を御覧ください。今後の流れ(案)について説明いたします。保存にかかる基本的な考え方と、保存対象候補のリストのたたき台を作成し、様々な方々の御意見を伺い、その後本検討会で御議論をいただきたいと思っております。検討会で決定、承認に至りましたら、各園レベルで設置をするワーキンググループにおいて、その建造物等を普及・啓発のツールとしてどのように活用していくのか、またどのように保存、管理していくのか等を議論していただければと考えております。

ワーキンググループで、その建造物等を活用した普及・啓発や将来的な管理のあり方等が決まりましたら、そのニーズに合わせてその建造物の改修工事等を行う流れです。そこで、先ほどもありましたが、議論している間に時間がたってしまう可能性があるということで、その場合は保存対象候補となり得るものの補修等、痛みが激しいもの等について、優先順位を付けながら、必要に応じて現状維持するための補修等を行うことで、いわゆる延命措置を講じてはどうかと考えております。以上が、今後の大きな流れの案です。

続いて、資料2を御覧ください。歴史的建造物等の保存に関する当面の取組(案)について説明いたします。まず目的ですが、なぜその施設を残すのかを明確にする必要があります。単に古い施設を、古い建物を保存するのではなく、ハンセン病の歴史や実態を後世に伝えるために残す。また、その残していく建造物等は、啓発・普及のツールや啓発の拠点

として活用されていくものではなくてはならないと考えております。

次に、保存対象の選定についてです。ここでは、何を残していくのかを明示しております。選定の方策として、次の 2 つの観点を考慮し選定してはどうかと考えております。1 つ目は、隔離政策の歴史を象徴する建造物・史跡・資料という観点です。隔離政策の状況を伝えるもの。また、らい予防法の施行状況や、療養所の運営等に関するもの。隔離されたことによる生活の実態を伝えるもの。隔離政策によって生まれた生活状況を伝えるもの。当該療養所以外には、同種の施設が残存しないものという考え方になっております。ただし、その留意事項として、次に該当するものは対象とすることは困難ではないかと考えております。1 つ目は、補修することが困難であるもの。2 つ目は、既に建造物等がないものについての再現は行わない。3 つ目として、ハンセン病の歴史を伝える要素がないものは目的と逸脱してしまいますので、そういうものは対象とするのは難しい。現在の医療機関機能や地域に貸し付けている土地や施設も対象としづらいのではないかと書かれていますが、療養所の敷地に存在しているものであっても、厚生労働省の持ち物でないものは保存対象とすることが困難ではないかと考えております。

もう 1 つの観点は、建築史的価値を有する建造物です。古さ、又はデザイン、地域性ということで、これはその地域の特性がデザインや技術等に反映されていて、その地域において貴重な遺産と考えられるものを指しておりますが、地域性も考慮の 1 つになるのではないかと考えております。

最後に、保存のあり方です。これは、どう残していくかですが、先ほども触れましたが、保存対象候補となり得るもので、痛み等が激しいものなどについては、優先順位を付けながら必要に応じて現状維持するための補修等を行うことで、延命の措置を講じてはどうかと考えております。

次に、対象建造物等について、当面現在各療養所で行っております普及・啓発活動に活用するものとしてくださいと。やはり、お金を掛けて直すものですので、そういった普及・啓発のツールや拠点といったものに活用していただくという必要性が出てまいります。さらには、今後の普及・啓発活動のあり方について、各療養所の状況を踏まえて、地元自治体等とも連携し、各自治会において個別に検討するものとする。最後に、対象建造物等の保存のあり方について。これは、当該対象建造物等を活用した普及・啓発の実施状況や、将来的な管理のあり方等を踏まえて、引き続き検討することとし、地元自治体による管理、そのほかの方法も併せて検討するとなります。これらの検討に当たりましては、先ほど申しましたワーキンググループにおいて、地元自治体の代表等にも参加いただきながら、対象建造物等を活用した普及・啓発や、将来的な建造物の管理のあり方を検討いただくことを想定しております。以上で、事務局からの案の説明を終わります。

○島田座長 それでは、今の説明に御意見、あるいは御質問がありましたら、どうぞ。

○鮎京構成員 今後の流れという所を見ますと、厚労省でまずたたき台を作成をされて、その次の矢印は検討会で決定とあるのですが、この間に各 13 園の自治会の方に見ていた

だいて御意見をよく聞いて、そしてそれを踏まえた形で今度検討会に出していただくというプロセスが入っていますよね。

○原渕課長補佐 もちろん、そのような御意見をお伺いしながら、検討会に諮ることになっております。

○島田座長 ほかに御意見、御質問はありませんか。

○金平構成員 これに関して資料2にもありますが、やはり地元の自治体と連携してということで、地元の自治体の意向をどの時点で反映することになるのでしょうか。それは、今、鮎京先生の発言もありましたが、たたき台があって、各園でリストの決定の前に、もうその時点でやはりひよっとすると地元とのすり合わせが出てくるのではないかなということで、少し早過ぎるような気もしますが。この辺りのお考えは、いかがでしょうか。というのは、やはり地元自治体にも将来計画がいろいろと、自治体としての地域計画があると思うので、厚労省として今、どのようにお考えになっていますか。

○原渕課長補佐 現状は、そのワーキンググループに自治体の代表の方に入っていてはどうかと考えております。ただ、今、先生がおっしゃったように、どの段階でお示しするのかですが、園なり自治会の考えを無視して、地元の市町村がこれを保存するというのはちょっと考えづらいので、やはりある意味園なり自治会にリストをお見せして、その中で選ばれているものの中から、例えば市町村が将来的に残していきたいという発想はあるかもしれませんが、その外にあるものを市町村が、というのは、今は考えづらいのかなと思っていますので、ワーキングにそのメンバーに入っていて、自治体としての御意見をいただければ間に合うのではないかと考えております。

○金平構成員 分かりました。ですから、私も余り早くから本当のことが決まらない段階で、いかにもこの検討会の意見であるような、また厚労省の意見も含んだものであるような形で、地元についてしまうと、地元は案外素直にそれを受け入れるとか受け入れないというようなことになるので、どういうプロセスを今後、園と自治体の方たちとの共に検討する場が必要になってくるので、私はまだ今、こうすればいいということではないのですが、その辺りのことを常に考えてやっていったほうが良いように思います。

○藤岡構成員 この会に出させていただいている、第1にスピードが大事、早く決めることが大事だと思います。ただ、気になるのは、ここで一方的に決めてこれをこの中から選んでくださいという形になると、これまでのここでの会でもいろいろな建物の保存の要望が出ていますので、それとうまく合わない。そうなったときにどうなるかがちょっと心配です。そのためにも、例えばこの基本方針はできるだけ早く情報をそれぞれの園に開示していただいて、このようなことで話が進んでいるというような情報をまず共有していただくことが大事だと思います。特に、ここで話すときも、恐らく全ての要望をそのまま残すということには多分できないので、現実的には予算の問題や維持費の問題、そこから逆にやはりどうしても決めざるを得ないところはあるかと思うのですね。ですから、その辺りの枠組はどうなるかは私としてはかなり気になるところで、それがないと恐らく将来計

画もなかなか作れない。スピードが大事である一方で、そこをどうやって決めるのかを教えてくださいたいのですが。

○原渕課長補佐 現状資料1ですと、基本的な考え方と保存対象候補のリストの決定を同時にこの検討会に出すことになっておりますが、今、先生がおっしゃったように、あらかじめ園又は自治会に基本的な考え方を示しておくことは大事だと思いますので、その辺りをよく考えてやっていきたいと思えます。基本的な考え方ですが、今日お示ししている資料2がある意味基本的な考え方の基になると私どもは考えております。この中で、もし今日御意見がありましたら、肉付けをさせていただきながら基本的な考え方の案を事務局として提示し、それを園又は自治会に先にお示しをして、検討会としてこういう方向で進んでいるのだというものを提供すると思えます。

○藤岡構成員 この資料2に書かれているのは、私から見るとある意味文化財保護法と同じようなもので、非常に漠然と括っている形で、構えとしてはこれはそれでいいと思うのですが、現実にはこれだけでは決められないですね。もう少し具体的に、先ほど申し上げた予算の問題、維持費の問題から、どうしても制約が出てくるということですので、スタートラインとしてはいいのですが、これだけでは多分決めきれないと思えます。

○田原課長 具体的な話が、資料1の保存対象候補のリストになるわけですので、基本的な考え方は資料2にあるとおりで。それに基づいて、保存対象の候補のリストのたたき台をこちらである一定の考え方で整理をして、各園にお示しをして、各園で御議論をいただいて、そこで揉んだものをこの検討会に案として出していき、更に議論をしていただくという手順ではないかと思っております。

○藤岡構成員 では、そのときにこちらでもしかしたら多めに対象候補を挙げたとして、それを前提に話が進められるということですか。

○田原課長 ええ。ただ、ここは全部が対象ということではなくて、その中で優先順位を決めるという話になると思えますので、その優先順位をある程度決めていくと。全部、今まで100以上ある中から優先順位を決めるのではなくて、その中で特に優先度の高いもの、補修の優先度が高いようなものについて議論をしていただくという考えです。その中から、補修あるいは保存すべきものがだんだん決まってくるというような考え方です。

○藤岡構成員 優先度は、補修の緊急性から決まるのですか。

○田原課長 そこは、一番に決めるのは補修の優先度が具体的な内容になるかと思えますが、少なくとも補修をするということは、かなり保存の必要性が高いものについて補修をするのだろうと。ところが、保存の必要性がないものについて補修をするという話は、余りないのではないかと思います。ただ、補修が必要なくて保存をするというものももちろんあると思えますが、それは今保存すると決めなくても、まだしばらく時間を掛けて検討することも、このワーキンググループではあるのではないかと。そういうワーキンググループでの検討の時間がないようなものについて、補修を早くすべきものの優先順位を決めていただくという考えをもっております。もし、それだと何か不都合があるというよう

なことがあれば御意見をいただいて、それをまた我々で少し検討させていただき、それを基にいろいろな考え方を整理したいと思っております。

○藤岡構成員 全体の園を回らせていただいて私が心配しているのは、非常に痛んでいて、それを補修という言葉で手を入れるときに、ほとんど再生、新しく作ることになってしまうようなものがあるということなのです。それを優先して、そういうことをやるのが本当にいいのかどうか、ちょっと心配があるところです。

○田原課長 そこが、先ほどの資料2にありますように、実現性についても少し検討していただくことも併せて議論をすることになるのかなと思っております。資料2の留意事項に書いてある「補修等が必要な場合は、その実現可能性も判断材料とする」としておりますので、もちろん園の御希望はこのようになっているということがあったときに、それが現実的にできるのか。あるいは補修をするときにこれだけのことをしないとイケないと、それが予算と合うのかどうかも、併せて議論をしていくことになるのではないかと思います。

○黒尾構成員 当面の補修の問題と、将来にわたる保存の活用があると思うのですが、先ほどこの留意事項の中には出ていないのでということで発言があったのは、厚生労働省の持ち物でないものが実はあるのだということがあり、それがちょっと気に掛かりました。例えばそれは、この隔離政策の歴史を象徴するような建物・史跡・資料であり、aからeまでの情報を満たすものであっても、例えばたまたまそれが厚生労働省の管理しているものでないと、それは対象外になるということではよろしいのですか。

○原渕課長補佐 そうですね。例えば、多磨の旧山吹舎などは、自治会で復元をして、今管理もしている状況にありますので、いわゆる厚生労働省の持ち物の台帳から外れておりますので、そういうものを残すお金を出すのは、財務との関係からも厳しいのかなと思っております。

○黒尾構成員 なるほど。それを、例えば寄付するとか、そういうこともありなのですか。抜け道というか、方便としては。ただ、山吹舎も。

○原渕課長補佐 ただ、自治会の意向もありますし、過去の議事録を見ますと、自治会で残していくような発言もあるように聞いておりますので、そこはどうなのかはまた考えなければいけないところですが。

○黒尾構成員 山吹舎などは分かりやすいのですが、ほかの園にもそういうものがあるのですか。

○原渕課長補佐 そうですね、まだちょっと把握はしておりませんが、例示としてはそういうものがあるのではないかと思います。

○黒尾構成員 あとは、宗教地区の建物などは、結構扱いが難しくなるかと思うのですが、というものも多分細かく見ていくとチェックしなければいけないことが出てくるということですか。

○原渕課長補佐 そうですね。園の持ち物になっている教会みたいなものもあれば、もし

かしたらなっていないものもあるかもしれませんが、個別にそれはリストを作るときに確認はしなければいけないと思います。

○黒尾構成員 それは、確認はもう全て済んでいるのですか。

○原渕課長補佐 いや、全てというのは難しいですので、まず御意見を聞いて、優先度の高いもののリストを作りながら、1つ1つ残していくことにおいて問題がないかどうかは確認をしていく必要があると思っています。

○黒尾構成員 分かりました。

○鮎京構成員 今の話ですが、山吹舎のようなものや監房などで、壊れかかっているものを厚労省が修復してくださるのを待っていると壊れてしまうのでということで、自治会で苦勞して資金集めをして、ようやく再現されたり補修したりされているものを、これは自治会の持ち物なので厚労省は関係ありませんという形で今後そのような進め方をされると、とても反発が出ると思います。緊急処置として、厚労省がやってくれなかったから自分たちが苦勞してやったのということになるので、それは例えばこの土地はほかの自治体の所有物ですとか、この道路はほかのものであるという話とは別の話だと思います。だから、それは今後保存していくことになったら、自治会は永久に永続するわけではありませんから、人もいなくなってしまうし、そのために厚労省が保存の努力をしていくことを約束されるわけですからね。なので、その進め方については慎重に扱われる必要があると思います。少なくとも、先のようなことを言われると、私どもは統一交渉団としては異議を唱えることになると思いますよ。

○島田座長 ほかに、どなたか御意見はありませんか。

○金城構成員 今、園内に建っている建物などは、ほとんどが隔離政策の歴史などを象徴する建物、隔離のために必要だった建物が、みんな自治会なり国なりで作ったものだと思うのですね。ですから、それも国の財産ではないからということで対象から外されると、非常に困るなとは思いますがね。

○黒尾構成員 今の話は、建造物に限った話ですよ。例えば、史跡の場合は痕跡であったり跡地であったりするわけで、もちろん台帳などには載っていないものになると思いますから、ここに出ている象徴する史跡といった場合には、持ち物として登録されているはずがない、あるいは登録されていても少数だと思います。そうすると、今の話は基本的には建造物に限った話で、史跡については文書の原物資料もそうかもしれませんが、その限りではないということによろしいのですか。

○原渕課長補佐 そうですね。確かにおっしゃるように、史跡で台帳上明示されているのはなかなかないと思いますので、そのような考えになるかと思っています。

○細田構成員 1つだけ確認なのですが、復元の関係の中で優先順位に基づいてというのは、各施設によって全国的に見たら順番はいろいろ違うと思うのですが、その順位はどんな基準で定めるのですか。例えば、多磨全生園の持っている優先順位と全国を見たときには、順位があるかと思うのですが、その順位はどんな基準で定めるのでしょうか。

○原渕課長補佐 基本的には、やはり最終的にアウトプットをどのように残していくのが明確になるまでのつなぎの改修というようなイメージですので、その部分の痛みの状況や物理的な部分で判断をするのは1つあるのかと思います。

○細田構成員 それは何で聞いたかといいますと、あり方の3番目の中で施設の見学や語り部の活動の中で、結構、布している所が歴史的に見てもらいたいものが多いものから、それが全国的に見たときに、この施設の中では重要だけれども、相対的に見たらもっとひどい内容のものがあるかもしれないので、全体的に見た中での順位がちょっと気になったものから、確認させてもらいました。

○島田座長 ほかに、御意見や御質問はありませんか。

○細田構成員 もう1つ、先ほど山吹舎の話が出たのですが、山吹舎を除くというのでは、我々もM企業と一緒にやっております、月に2回ぐらい掃除をしながら維持管理をやっているのですが、だんだん動いている方たちも高齢者になってくるものから、維持管理が大変になるので、できれば国の施設と限らずに相対的に見てもらえると有り難いかなと思っはいるのですが。

○鮎京構成員 保存という言葉の中で、当面の救命措置、改修という意味での使い方の保存と、長い意味での史跡などを残していくための維持管理も含め、それと概念が重なっていますから、そこをはっきりさせて、来年からすぐに取り組みたいと思っているのは、その中の改修、補修を必要とするものを当面リストアップしたいのだということであれば、それが分かるような形にして、ほかのものは一切駄目だとここで切り捨ててしまうわけではありませんよということが分かるようなリスト、たたき台づくりをされる必要があるでしょうね。そうでないと、必ず誤解されます。

それから、リスト、たたき台を作るに当たっては、藤岡先生のような2回も現地調査に行っていた専門家の方もおられるわけですし、少し御相談させてもらいながらたたき台自体も作っていかれるといいと思います。やはり、慎重にやっていかないといけないので。

○島田座長 ほかにありますか。よろしいですか。何かありましたら、どうぞ。いろいろな御意見が出ましたが、当面これらの御意見を参考に議論されて、事務局案を中心にこの作業を進めていくということで、よろしいですか。

○藤岡構成員 1つだけ、先ほどの山吹舎の例ですが、少なくとも国の予算を出すということになると、国の建物でないと理屈が立たないのですね。

○島田座長 そうですね。

○藤岡構成員 ですから、厚労省のおっしゃっていることももっともな話なので、それを救う手があるのかどうかは、別に考える必要があると思います。どうも国からダイレクトにというのは、常識的にはあり得ない話です。

○島田座長 それは、難しいでしょうね。

○藤岡構成員 その辺りを園の方々にも分かっていただかないと、空手形は出せませんの

で。

○島田構成員 国の事業ですから。

○田原課長 今の藤岡先生のお話は、我々もしっかりお伝えした上で、たたき台をお示しし、またその中で意見交換をする中で、ある程度まとまったものをこの検討会の場でまた御議論をいただくような形にしたいと思っております。

○黒尾構成員 日程的には、どのぐらいをイメージしていますか。リストの決定までのタイムスケジュールは。

○田原課長 恐らく、調整は各園で時間がかかると思います。そうは言いながらも、来年度の予算に入れるのであれば、もちろん並行して作業を進めるにしても、最終的にどこという辺りは9月ぐらいにはある程度のめどを、逆に言うと優先的にやるものの候補がある程度明確になっている必要があるのかなと考えております。それに間に合うように、早めにこの考え方であったりリストというのでしょうか、当面の補修が必要だと思われる候補のリストを、関係者で確認させていただくことを、今考えております。

○島田座長 よろしいですか。それでは、事務局で今日の御意見を取り入れて、この検討会を進めていかれると思いますので、一応この問題はここで今日はお仕舞いにしたいと思います。引き続き、楽泉園で重監房資料館がオープンしましたので、その御紹介をしたいと思います。重監房の再現や重監房の跡地からの出土品、あるいは当時の証言コーナーなどがあるようで、人の命がいかに大切か。あるいは、ハンセン病の長い歴史とその問題への理解の啓蒙、啓発の拠点となるわけです。5月の連休には大勢見学者がお出でになったと黒尾さんからもお伺いいたしましたが、事務局からこの資料館について説明をお願いしたいと思います。

○原渕課長補佐 DVDを御覧いただきたいと思います。1本目ですが、資料館にいらっしゃる方々で中高生などハンセン病問題についてよく知らない方々が来られることもありますので、ハンセン病問題について過去にどのような歴史があったのか、また、入所者がどのような状況だったのかなどが分かるような構成となっています。入館後、隣にレクチャールームというこのぐらいの大きさの部屋で見ていただき、歴史を知った上で資料館を見ていただいたほうが理解が進むのではないかと、資料館のほうで作ったものです。大人用と子供用があり、今日は子供用のものをお持ちしました。上映は20分程度です。

(DVD 上映)

○原渕課長補佐 続きまして、重監房の復元の見る場所で10分間ほど見る映像がありまして、それを見てから復元された重監房を見ていただく。重監房の壁がコンクリートでこのようになっていまして、その壁に直接映し出す方式になっています。もしかしたら色合いが、ここで見ると悪いかもかもしれませんが、現場で見ると雰囲気が出るような形になっています。

違うものに替えますので、途中からですみませんが。黒尾さん、先にやっていただいてもよろしいですか。申し訳ありませんでした。違う再生でやってみますので少しお時間を

ください。今日、重監房資料の3番に付けております内容につきまして、黒尾構成員から御説明をお願いしたいと思います。黒尾さん、よろしく願いいたします。

○黒尾構成員 重監房資料館が開館しまして、お陰様で昨日までに1,777人の方が来館されたということで、平均で100人を超える方が、市民学会等もあったものですから団体のお客さんが多かったということもあるのですが、滑り出しは上々という感じでこの20日間ぐらいを過ごしているようです。

今、映しているのが外観で、モダンな建物になっています。外がタイル張りでれんが風の感じになっています。この部分が入口になります。少し角度を変えますとこちらが、入所者の皆さんが生活するエリアがすぐ間近にあります。向こう側が、これは西側になりますでしょうか、白根山のほうを臨んでいるところです。今、子供用のガイドスビデオを見ていただきましたが、そのスクリーンが実はここにあります。スクリーンが上がると、この窓が全開する。そして、外が見えるようになっているのです。ここに少し影が見えますが、これが実は、テレビ塔という電波塔みたいなものが建ってまして、その向こうに納骨堂があるのです。ガイドスビデオを見てスクリーンを上げると向こう側に納骨堂が見える、そういうロケーションで設計したようです。納骨堂という慰霊の場と資料館という啓発の場がセットになって位置する、そういう位置関係になっております。

4月30日に開館の式典を行いました。これはそのテープカットの模様です。左から、大澤群馬県知事、土屋厚生労働副大臣、栗生楽泉園の藤田自治会長、そして佐川修さんです。全療協の神会長が、4月30日も、ちょっと体調がということで佐川さんが代行でテープカットを行っております。

設計の段階で、上から見るとこのような感じで資料館の中が再現されていくということで作ったものです。こちらから入ってきて、再現のエリアがあって、個々に2房復元されている。こちら側が冬の様子で、こちら側が夏の様子になっている。こちらが実物の再現エリアで、こちらが展示室になっていて、重監房に関わる様々な歴史資料あるいは調査をして出てきた発掘資料などをここに並べる。また、ここに収監された93人のライフヒストリーに関する情報をそこに置く。この辺りがそれで、証言のビデオの視聴ができるブースがある。こちらになっていますか。予定ではこちらだったのですが、実際に作ってみるとこちらに移っていました。こういう構想で、最後、ちゃんと開館できるだろうかというところもあったのですが、お陰様で4月30日に開館することができたということです。

実際に中の展示、再現のブースになっています。ここから入っていくのですが、先ほど途中まで見ていただきました。要するに、見学をしていただく前に、重監房について知っていただくビデオを見た後でここに入っていくということになります。ここで先ほど、今、途中で調子がおかしくてあれでしたが、ここに4.5mの重監房の外壁をスクリーンの代わりに作っております。ここに20分の1の模型があって、全容について概説を受けることができる、こういう感じになっています。スクリーンですと、こんなものかという感じですが、実際にこの場に立ってみますと、4.5mの塀の威圧される感じを間近にするこ

とができるということです。非常によく出来た再現ではないかと思えます。

これが4月30日の土屋厚生労働副大臣の内覧を行ったときの様子です。ここに白髪の紳士がいますが、この方が、北原さんといひまして重監房の資料館の学芸員で尽力されている方です。これから、北原さんを中心にここでの啓発活動を行っていくこととなります。

歴史展示のブースで、2013年の8月から9月に行った発掘調査の成果について展示をしました。発掘調査で様々な成果が出たお陰で、出土遺物などを展示することによって展示も充実することができたということです。重監房についてはなかなか資料が乏しいものですから、博物館施設としてやはり物を展示するというのが、展示するということが博物館というものをして事を語る場所なのですが、なかなかそれが、再現のブース以外で何を目玉にするかということが問題だったのですが、それが少し収まったかなという感じがします。

ちょっと角度を変えてみて、こちらに冨さん、藤田さん、佐川さん、鈴木幸一さんの証言を試聴できるブースがあって、その周辺に歴史的な事象に関わるパネル展示と、発掘して出てきたモルタルの類いのいろいろな分析をした展示物があるということになっています。

何回も見ただ方もいらっしゃるでしょうけれども、発掘調査について御説明します。これが重監房の跡地のほうです。史跡の保全ということでは、再現は資料館にして、この跡地をまた別に後世に残していくことが課せられていて、それが大事な課題となっています。発掘調査直前というか、上の土を払った状態でこういう状況で出てきています。こちら側が入口になっていまして、ここに重監房の碑が立っているのですが、1982年に自治会で藤田さんたちが立てた碑です。跡地の上に立ってしまっていて、将来的には、これも少し横のほうに移動してもらって跡地をきちんと、それはそれで残すことが大事なのではないかと思えます。

独房ではないのですが、収監者が入れられた部屋が8房ある。その周りが4.5mの壁で囲われているという状況です。使われたことがないという医務室、治療をする部屋と、こちら側に宿直室がありました。宿直もきちんとしていれば、当然トイレも必要なわけでトイレが用意されているのですが、ここのトイレは余り使われた形跡がない。各房にもトイレが残っているということです。

御覧になってみると分かるのですが、基礎は水平に造られなければいけないのに、この部分で「く」の字に折れてしまっているということが分かります。実は、こちらが山でこちらが谷になるのですが、山側の土を切り土してこちら側に押し出して盛り土をした所に平場を造って建物を建てた関係で、要するに、盛り土をした所が沈んでしまって基礎が傾いてしまっているという状況です。発掘の前に既にこの状況がよく視認できるものですから、もしかするとここが不連続な面になっていまして、例えば地滑り等でこの跡地が壊れてしまうのではないかと懸念があるわけです。そういう状況でした。

調査の目的です。これも、重監房の再現に必要な建築の部材、工法に関する情報を得る

ということです。設計図もないですし、実際に屋根に、例えばトタン葺きだったのか、あるいはスレートなのかセメント瓦なのか、例えば窓に板ガラスははまっていたのか、あるいは、塀はコンクリート塀だという話もあるのですが本当にコンクリート工法なのか、あるいはモルタルではないかななどの意見もありましたので、そういうものに関する情報を得る。これは再現のために必要な情報、特にこれが第一の目的だったのです。

あと、監禁施設である動かぬ物証を得たいということです。要するに、これが特別病室という名称とは違う監禁施設であったということを示すものが出るというのと、そういうことです。例えば、鍵みたいなものを狙ったというわけです。

あと、隠しテーマとして収監者に関わる遺物も得るということです。これで狙ったところが便槽の中の調査でした。

4点目です。今まで3点を示してきましたが、実は、跡地の保全に資するための情報を得ることも重要です。内部の報告書の最後の所に整地した部分の情報等を入れてあります。今年、調査報告書を刊行する予定で仕事を進めるのですが、それについては、跡地の保全に資するための情報についてもある程度の見解を述べて、この委員会にも役に立てられるように整えたいと考えております。

こういう状態で発掘をしはじめるわけです。ここが各房で板張りになっていて、トイレがここだということです。ここが「く」の字に折れてしまっているということで、こちら側が谷側になるのです。こういう状況で発掘をしていて、上の土を外していくとたくさんモルタルの破片が出てきます。要するに、周りを囲ってきた塀が崩れて、それが放置されたような状況で出てくることが分かるわけです。特に南側は、モルタルの塀が斜面に向かって一遍にバタンと倒壊している状況になっていました。モルタルですから木造なわけで、これが芯となっている芯柱になってくる所です。外側の面が下側になっていて、すきが入っている針金の跡が見えている。内側の面については、ちょっと崩れて散らかっている。そういう状況になっていると思います。

発掘を進めていきますと、各房の下から4つの穴が出てきました。こういう感じです。竪穴住居の穴みたいなものですが、実は板張りの床を支える束柱にほったて工法だったのです。普通はコンクリートの上に柱を立てるのでしょうけれども、20世紀の第2四半期の建物でありながら束柱がほったてだという、手抜き工事といいたいまいしょうか、随分、安普請な感じがします。そういうことが分かってきました。

これが鍵です。大・中・小の鍵が出てきました。要するに、監禁施設であったということの動かぬ証拠になりました。恐らく外側の扉に付いていた、入口の所に付いていた鍵、中の通路に付いていた鍵、そして、各房に付いていた鍵ということになるかと思えます。

電設の器具はたくさん出ました。ですから、施設としては電気の施設はあったということです。外から電気をこういう碍子で引っ張ってきて、壁を碍管といって壁の間を通して、屋根をノップ碍子ではわせて、シーリングローゼット、電気の笠につながる上の天井に付いているものです、こういうものもたくさん出てきました。実際に、ベークライト製のソ

ケットとか、こういう電球なども出てきていますので電設機器が付いていたのですが、どうも収監された人たちの情報によると、「電気なんか付いていなかったよ」という話がありまして、どうも施設としては、電気設備を付けたのですけれども外の電柱とその施設をつなぐことをしていなかった可能性があるということになってくるのではないかと思います。

トイレの状況です。コンクリート張りのトイレです。要するに、逃げられないようにするためにコンクリートで浅いトイレ、そして狭い入口です、逃げられないようにするということだと思いますが。コンクリート張りなものですから水が溜まるようになっていきます。ですから、こういう所は常にじめじめしている環境にあるということです。こういう環境ですと、普通であれば土に返ってしまうようなものが残されている可能性が高いということで、ここを発掘調査して狙うわけです。水を取ってみると、実はこのように下のほうから、板材とか、壁材に使われていたこういう材とか、げたとか、箸とか、あるいは、先ほどの日本ニュースにも映っていましたがお椀、こんなものが出てくるわけです。ベークライト製のお椀でここに、恐らく、戦時統制中に作られている統制番号が付いていますので、戦時中に作られた製品であることは間違いないと。これが弁当箱、要するに食事が運ばれるときに使われる木箱に相当するもので、佐川さんたちの証言からも出ている、御飯の中におかずは梅干かたくわんしかないと。トイレの中からたくさんの梅干の種が出るわけです。そういうものです。これが弁当の、要するに食事運びで使われた箱で、これも日本ニュースの中に映っています。こういうお椀、朱で塗ったお椀とか、ベークライト製のお椀なども出る。箸も出る。鉛筆なども出るわけです。収監者が持ち込んだものだと思います。もしかしたらこういうもので扉に落書をした、あるいは日付を数えたりしたのかもしれない。

眼鏡なども出ます。眼鏡は身に付けるものですから、もし遺体で、例えば外に出るときも棺や何かに入れられて当然のものですが、それが落ちこぼれて便槽の中から出るということの意味。この眼鏡をしていた人たちはどうなってしまったのだろうということを想起させる遺物です。

あと、げたが出ました。研さんがこのげたを見て非常に熱く語られました。すごく片減りをしているげただと、恐らく足が悪い人が包帯でげたをくくるようにしていたのにそのげたを脱ぐ暇もなく中に入れられてしまったと、そういうげたが出てきたのではないかと。先ほどの再現のビデオででも、中に入ろうとした人を監守が後ろからドンと押して、片方の靴だけを履いたままで収監されているというシーンは、実は研さんが物を見て語ったものからインスパイアされての演出だと思います。

また、こういう物も出ます。卵の殻です。これはたくさん出ました。あるいは、これは骨が出たのです。これは最初、人骨かと思ってちょっとドキッとしたのですが、そうではなくて牛の骨でした。牛の頸椎、背中の骨と肋の骨です。それで、ナイフや何かでカットした跡があるという鑑定を受けています。ですから多分、外で解体されて調理されて骨付

き肉が入った、あるいはスープが差し入れられているようなもの。食事は粗末だと言いな
がら、200日も500日も何とか生きようとしている人がいるということがあるのですが、
その理由で、やはり監守の見ていないところを盗んで、周りの人も支えるといいましょ
うか、差し入れがかなりあったのではないかと。卵もそうだったのですが、生きることが戦
いなわけですからそういう遺物ではないかと。

ほかにもこういう、牛乳瓶とか、食料品の類いの瓶とか、缶詰の代用品。鉄の代用品で
これは缶詰の代わりにアンカーカップというもので、ここにも食料が入っていた。ある
いは整腸剤のワカモトの瓶、そんなものが出たりして、通常、ちょっと考えられないよう
なものが入っています。ですから相当、中にいる人たちに外からサポートがあったのでは
ないかと。そういう生きるための努力がなされていたということで、これは発掘によって
出てきた1つの所見ではないかと思えます。

遺物の説明が多くなってしまいましたが、こういうものを成果にして展示を構成してあ
ります。現地にまだ行かれていない方は、草津はちょっと遠いですが、是非足を運んで
いただければと思います。

○島田座長 どうもありがとうございました。この重監房について、何か御質問か御意見
はございませんか。この重監房の復元の総工費は幾らぐらいですか。

○原淵課長補佐 全体で資料館の展示のものも含めまして、予算ベースですが、予算の関
係でいくと、6億円弱です。

○島田座長 ほかに何かございますか。

○鮎京構成員 跡地の保存の部分がきちんとできていないと思うので大変、黒尾さんも先
ほど心配しているとおっしゃいましたが、みんな、心配しているところです。発掘もされ
たので地盤も緩くなっていますし、生き証人としてはあれが最大の大事な史跡ですから、
来年の予算できちんと、跡地の保存、修復、補修といいますか、そこは藤岡先生にお聞き
しないといけないところですが、それをやっていただきたいと思っています。

○黒尾構成員 跡地の保全ですが。実際に発掘をしてみて、基礎の上に土台を乗せるため
に水準を保つためにモルタルを塗るのですが、それが既に建てている段階でどうも地盤は
傾いたらしくて、南側に行くほどモルタルが厚くなっているのです。ですから、その上
に物を建てて、しかし、また少しずつひずみますので、それもあって割れて。南側は特
にボタンと倒壊するようなことが起きていると思うのです、確かに切り通しで盛った所
ともとの地山との境は、多分すごく不連続な面だと思いますから。今日、明日という
ことではないのですが、例えばものすごい豪雨が降るとか、そういうことになると、
やはり耐えられないのではないかと思います。ですから、一次調査という形でお示し
しているのですが、必要があれば、保存をするために地下がどういう状況になっている
のか、堆積状況はどうかということをもた確認するような調査も含めて現地の調査を
する必要があるのではないかと。その上でどういう工法を使ったら場所が保全でき
るのかという、今度は土木のほうになるかと思いますが、擁壁を造って崩れないよ
うにするとか、いろいろな方法があ

るのかもしれませんが、そういう段取りになるのかと思ったりもします。

○藤岡構成員 これは何とか残したいのですが、現実的に非常に困難です。地盤が今でも動いているかもしれない。それを補強するにはどうしたらいいのかがかなり難しいです。それと、今露出している基礎の部分が、当然劣化していきます。そういう点では非常に厳しい環境にあるので、それをどうやって維持するかも大変難しいです。

○黒尾構成員 例えば露出させてしまったものを埋めるといようなことがあるかもしれませんが、凍って溶ける、凍って溶けるとすると、どんどんとずれていってしまうということがあるのです。かといって、埋めてしまえばよくある遺跡公園と同じで、ただの広場になってしまいます。

○藤岡構成員 ですから、要するに上に屋根をかけるかという話ですが、そうするとあの感じが全く変わってしまうので。

○黒尾構成員 確かに。

○藤岡構成員 ですから、これは非常に難しいです。いろいろな専門家の意見を聞かないと難しいです。

○黒尾構成員 ええ、知恵を出し合っていただかないといけないと思います。

○細田構成員 黒尾先生、今の斜面でもって下がったから漆喰を上げたというのですが、そういう現状で、昔の建物はこういう状態で造られたというように保存するということが不可能なのですか。今おっしゃるように、元の土地に、平面にしてしまうのではなくて保存するときに土地が、埋め立てて元の土地と下がってきている、それで重監房を建てるときにこういう苦労があったという1つの歴史として残すというのは意味がないのですか。

○黒尾構成員 一番ベストなのは今の状態を保全することだと思うのです。上に建物を再現することはしませんので。ただ、今、藤岡先生がおっしゃったのは、今の状態すら保全するのは将来的にも難しいということなので、いかに今の状態を保持するために最良の手立てがあるのかということ、それが余り状況を変えずにということで、その知恵を絞らなければいけないということだと思います。

○藤岡構成員 これ、実は、最初にこの計画がスタートしたときはこの基礎の上に復元したいという御要望だったのです。でも、それはとても無理だということでお断りしました。というか、実は、それは今残っている遺跡の破壊につながるということもありますので、なおかつ非常に危険な場所、ですからそれは良くないと。実は、どこに造るかが大変問題でした。最終的に納骨堂のそばになったのですが。それについては、自治会会長の藤田さんの提案してくださったことがとても大きいのです。それがなければ建っていません。もう少し先の崖のそばにしか土地がないとか、いろいろな問題がありました。なおかつ、今残っている遺跡も実はある地主の方が持つておられて、それを探すのも大変。なおかつ、鮎京先生などがいろいろ御苦勞をくださって何とかそれが手に入るようになったので、この場所も、一応保全できる可能性が生まれた。いろいろな大変なことがありまして、いろいろな方々の努力によって何とかここまできたということなのです。

展示についてもタイセイシャさんが大変努力してくださいましたし、黒尾さんのお陰でいろいろ発掘できて、それで本当に展示物を得ることができたということです。ただし、展示は変えられますので、今後、いろいろな情報が集まってきたらそれを更に加える、充実させることも大事かと思っています。

○島田座長 よろしゅうございますか。それでは、今日の会議は終了したいと思います。どうもありがとうございました。事務局から何か御連絡をお願いします。

○原渕課長補佐 次回の開催につきましては、今日御指摘いただいた部分も修正等がありますので、また構成員の皆様と日程調整を行った上で、後日、御連絡をさせていただきたいと思います。今日はありがとうございます。

○島田座長 では、どうもありがとうございました。